-国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000の公開草案の概要-

サステナビリティ情報の保証業務を取り 巻く最新動向と今後の見通し

小林 公認会計士 永明

はじめに

企業によるサステナビリティ情報の開示の重要性は、 近年様々な媒体で繰り返し取り上げられているテーマで あり、改めてその背景について詳述する必要はないであ ろう。既にご案内の通り、企業が開示するサステナビリ ティ情報の比較可能性や一貫性を確保するために、 2021年11月に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が設立され、今年6月には最初のサステナビリ ティ情報の開示基準であるIFRS S1号及びS2号が公表さ れた(本誌2023年10月号「IFRSサステナビリティ開示 基準 (IFRS S1号及びIFRS S2号) の概要」で詳細に解 説している)。これを機に多くの国・地域の規制当局に おいて、IFRS S1号及びS2号をベースラインとしたサス テナビリティ情報の開示の義務化やその信頼性確保のた めの第三者保証を導入の議論が加速している。我が国に おいては、金融庁の諮問機関である金融審議会ディスク ロージャーワーキング・グループにおいて、サステナビ リティ情報の開示や、第三者保証の議論が継続的に行わ れており、2022年6月の報告書において、従来の任意 開示書類(統合報告書やサステナビリティ報告書等)を 中心とした開示実務の広がりから一歩踏み込んだ、有価 証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示義務化 への言及が行われ、さらに同年12月の報告書において は、我が国のサステナビリティ情報の開示基準を開発し ているサステナビリティ基準委員会(SSBI)の役割や 位置づけ、第三者保証のあり方などへの言及が行われる とともに、将来の開示や保証の義務化を見据えたロード マップも公表された。こうした議論を踏まえ、今年1月 に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正 する内閣府令」等が公布され、2023年3月期以降の有 価証券報告書から、サステナビリティ情報の記載欄が新 設され、開示が義務化されたことは記憶に新しい。

今回は、サステナビリティ情報に対する第三者保証に ついて、現在の状況や8月に公表された新しい保証基準 の公開草案の概要、今後の見通しなどについて解説をし ていきたい。

サステナビリティ情報に対する第三者保 証の現在地

サステナビリティ情報の開示は、海外で事業活動を行 うグローバル企業を中心として、統合報告書やサステナ ビリティ報告書等の任意開示書類やWebページなど活 用した自主的な開示という形で、かなり以前から実務が 広がってきていた。こうした開示に対してESG格付を 行う外部機関などの存在も影響し、開示情報に対する信 頼性確保の要請も以前から存在しており、任意の保証業 務という形で、サステナビリティ情報に対する独立した 第三者による保証の実務が広まってきていた。ただし、 任意の保証業務は、財務諸表監査と異なり公認会計士等 の特定の資格保有者による独占業務とはなっていないた め、様々なバックグラウンドを持つ組織が保証の提供者 となっている。

なお、国際会計士連盟 (IFAC) が日本の上場企業の 時価総額上位100社を調査した結果¹によると、2021年 時点で99%(99社)は何らかの形でサステナビリティ 情報の開示を行っており、そのうち69%(68社)が何 らかの形で第三者保証を受けているということであっ た。2019年から2021年の過去の3年間の経年変化では、 何らかの形でサステナビリティ情報を開示している会社 の比率は3年前から既に99%に達しており変化が見られ ないのに対し、何らかの形で保証を受けている会社の比 率は、2019年の47%、2020年の53%から2021年に 69%となっており、ここ数年で着実に保証の実務が広 がっていることが分かる。

こうして広がってきた任意の保証業務には様々な形態 がある。よく見られるものとしては、財務諸表監査の国 際基準を開発している国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が開発した、ISAE3000(Revised)²やISAE3410³に基づ

¹ THE STATE OF PLAY: SUSTAINABILITY DISCLOSURE & ASSURANCE 2019-2021 TRENDS & ANALYSIS

ISAE3000 (Revised) ASSURANCE ENGAGEMENTS OTHER THAN AUDITS OR REVIEWS OF HISTORICAL FINANCIAL INFORMATIONの略称

³ ISAE3410 ASSURANCE ENGAGEMENTS ON GREENHOUSE GAS STATEMENTSの略称

く保証業務である。これは監査法人やそのグループ会社 が実施している保証業務において多く見られる。 ISAE3000 (Revised) は、財務諸表に対する監査やレビ ュー以外の全ての保証業務に適用されるため、保証業務 に対する原則的な要求事項が定められている。これに対 UISAE3410は温室効果ガス (GHG) 報告書に関する保 証業務に特化したより具体的な保証業務基準となってい る。従い、GHG報告書だけでなく、他の情報も含めて保 証業務が提供される時にはISAE3000 (Revised) と ISAE3410の両方が適用されていることが多い。また、国 際標準化機構 (ISO) の国際規格であるISO14064シリー ズに基づく保証業務も見られるが、これはISO認証機関な どが実施している業務において多く見られるものである。 ISO14064シリーズはGHG排出量の算定に関する国際規 格であり、GHG排出量以外の情報と合わせて業務が提供 される場合には、ISAE3000 (Revised) とISO14064シ リーズの組合せとなっていることもある。さらに、 AA1000のAssurance Standardに基づく保証業務も多く 見られる。AA1000はAccountAbilityというロンドンで設 立された民間団体が策定している基準であり、企業のサ ステナビリティへの取組みへの指針となる原則主義のフ レームワークであるAA1000 Accountability Principles (AA1000AP) や、その適用状況に関する保証基準である AA1000 Assurance Standard (AA1000AS) などで構 成されている。従い、保証業務の対象がAA1000APの適 用状況だけに留まらない場合には、AA1000ASの他に ISAE3000 (Revised) を組合せて保証業務が提供される こともある。これら以外にも利用されている保証基準が 存在しており、保証業務の形態は様々であり、当然に実 施する手続の内容や保証の水準も異なってくる。

サステナビティ情報の開示基準においては、様々な組 織・団体が任意の開示フレームワークや基準を開発して きた結果、情報利用者にとって比較可能性が損なわれて しまうという課題が識別され、その課題の解決のために ISSBが設立され、グローバルベースラインとなる開示 基準の開発が行われたという経緯があった。同様に、サ ステナビリティ情報の第三者保証においても、各国・地 域で保証の義務化・制度化の議論が本格化し始めている 中で、現在の任意保証における様々な保証基準が混在し ている状況を解消し、国際的に統一された保証基準が利 用されるようになることが、情報利用者の保護のために も望ましいとの意見が多く聞かれるようになってきた。

このような経緯を踏まえ、IAASBはサステナビリティ 保証業務のグローバルベースラインとなる新たな保証基 準を開発することを2022年9月のボード会議で正式に 決定し、基準開発を進めてきた。今年8月に新たな保証 基準の公開草案が公表されているので、次のセクション にてその概要を解説していきたい。

新たに公表されたISSA5000公開草案の 概要

IAASBは今年8月に、ISSA5000「サステナビリティ 保証業務の一般的要求事項」の公開草案を公表し、今年 12月1日までをコメント募集期間として、公開草案に対 するコメントを募集している。公開草案と同時に、基準 の概要と27個の質問事項を含む説明文書、及びFAQも IAASBから公表されており、公開草案に対するコメント はこの27個の質問事項への回答として記入することが 期待されている。

① ISSA5000の特徴

上述の通り、IAASBはグローバルベースラインとなる 包括的な保証基準を開発することで、様々な保証基準が 混在する状況を解消し、サステナビリティ情報の信頼性 を高め、公益に資することを目的としており、そのため に、ISSA5000は迅速な開発が進められるとともに以下 のような特徴を持っている。

- ・あらゆるサステナビリティトピックに対応
- ・あらゆる開示媒体(報告メカニズム)に対応
- ・あらゆる報告規準(Criteria)に対応
- 全ての利害関係者を考慮
- ・限定的保証と合理的保証の両方に対応
- ・会計士以外の誰でも利用可能(Profession-agnostic)

② ISSA5000の開発方針

包括的な基準を開発することや、迅速に対する必要が あることなどを踏まえ、ISSA5000は以下の開発方針に 基づき、通常の監査基準の開発と比較しても異例の短期 間で公開草案を公表するに至った。なお、基準の開発 は、サステナビリティ保証業務に従事している会計士の みならず、会計士以外の専門家からも助言を得ながら進 められてきた。

- ・ISAE3000 (Revised) 及びISAE3410の定義、要求 事項、適用指針のうち、関連性のあるものを取り込む
- ・IAASBが開発した国際監査基準(ISA)のうち、包括 的基準の開発に適した概念を持っている基準を識別 し、その要求事項や適用指針を利用する
- ・EERガイダンス⁴から、取り込むべきものを取り込む
- ・6つの優先項目を定め、個別に追加的な指針を提供す る

6つの優先項目は以下の通りであり、全てのサステナ ビリティ情報の保証業務に共通する重要事項が挙げられ ている。

- (a) 限定的保証と合理的保証における作業の相違点
- (b) 保証業務の範囲
- (c) 報告規準の適合性(「ダブル・マテリアリティ」

ISAE3000 (Revised) の適用に関する規範性のないガイダンスであり、Non-Authoritative Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Sustainability and Other Extended External Reporting (EER) Assurance Engagementsの略称

等の概念への対応を含む。)

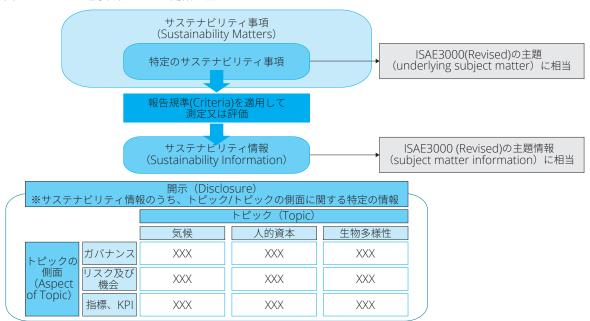
- (d) 証拠(情報の信頼性、及び十分かつ適切な証拠 の構成要素を含む。)
- (e) 保証業務における重要性(記述式及び定性的な 情報における重要性を含む。)
- 内部統制システム、及び当該システムが十分か つ適切な証拠を入手する業務実施者の能力に及 ぼす影響

また、ISSA5000が会計士以外の専門家にも利用可能 となるための前提として、国際会計士倫理基準審議 (IESBA) が定める倫理規程(IESBA code) 及びIAASB が定める品質管理システムに係る要求事項(ISQM1等) と少なくとも同程度以上(at least as demanding)の 要求事項が遵守されなければならない点には留意が必要 である。現在IESBAはIAASBによるISSA5000の開発と 並走する形で、会計士以外の専門家にも利用できるよう

なサステナビリティ保証業務に関する倫理規程の開発を 進めているため、この新たな倫理規程の開発動向にも留 意が必要である。新たな倫理規程の公開草案も年内に公 表されることが計画されている。

さらに、基準の開発に当たっては、用語の定義につい ても慎重な検討が行われてきた。ISSA5000は独立した保 証基準としてISAE3000 (Revised) を参照せずに利用で きるように構成されていることから、ISAE3000(Revised) において使用されている主題 (underlying subject matter) や主題情報 (subject matter information) と いう用語は、ISSA5000公開草案においては、サステナビ リティ事項(sustainability matter)やサステナビリテ ィ情報(sustainability information)という新しい用語 に置き換えられている。その他の主要な用語については 以下の図のような整理になっていると考えられる。





また、会計士以外にも利用できる基準にするための用 語の検討も行われ、例えば監査法人において一般的に利 用されているものの他の組織においてはなじみの薄いパ ートナーという用語を使用せずに、より包括的なリーダ ーという用語を持ちいて、業務執行パートナー (Engagement Partner) ではなく業務執行責任者 (Engagement Leader) という用語が使われるなどの 対応が行われている。

そして、ISAE3410とのすみ分けについても触れてお きたい。ISSA5000は基本的にサステナビリティ情報に 対する保証業務全般に適用されることとなっているが、 GHG報告書に対して別途結論を述べる場合には ISAE3410が引き続き適用されることとなっている。こ うしたすみ分けを行うことにより、既存のISAE3410を 利用した実務が引き続き維持されるメリットはあるもの

の、ISSA5000とISAE3410の要求水準が異なる場合に は、実務に混乱を生じさせる可能性もあるため、さらな る検討や明確化が求められるところである。

③ 6つの優先項目についての概要

ここでは上述した6つの優先事項についてのISSA5000 公開草案における取扱いを概観しておきたい。

(a) 限定的保証と合理的保証における作業の相違点

ISSA5000公開草案では、限定的保証のみに適用 される要求事項にはLimitedの頭文字のLを項番に 付し、合理的保証のみに適用される要求事項には Reasonableの頭文字のRを項番に付すことで、両 方の保証水準を一つの基準の中でカバーする建付け となっている。また、限定的保証と合理的保証の差 異を明確化するために、差異がある領域については 表形式で比較しやすいように基準が構成されてい る。これはISAE3000 (Revised) でも採用されて いる構成である。

具体的な差異を少し紹介しておくと、例えば、リ スクアプローチを採用してリスクに応じた対応手続 を実施する点は共通しているものの、限定的保証に おいてはリスクの識別のために個々の開示項目ごと に詳細なリスク評価をすることまでは求められてい ないが、合理的保証においては、個々の開示項目ご とにアサーションレベルでの重要な虚偽表示リスク の評価が求められており、要求されている手続の深 度が異なっている。また、内部統制について一定の 理解が必要である点は共通しているものの、限定的 保証では、統制環境、リスク評価プロセスの結果、 そして情報システムと伝達の3つの項目についての 理解が要求されているのに対し、合理的保証では、 その3つに加えて内部統制システムのモニタリング プロセスや統制活動の理解も要求されている。ま た、リスク評価プロセスについては結果のみでな く、プロセスそのものの理解も要求されている。さ らに、見積りや将来予測情報に対する実施手続に関 しては、見積りや予測に使用された手法が適切であ るかどうかを検証する点は共通しているものの、見 積りや予測の前提となる仮定やデータの適切性、保 証人独自の見積りを実施するか否かなどにおいて、 要求される手続の深度に相違が見られる。ただし、 個別の状況に応じて、限定的保証においても追加的 な手続を実施しなければならないと判断されること もあり、その点はISSA5000公開草案の中でも明記 されている。

(b) 保証業務の範囲

財務諸表監査においては、ほとんどの場合財務諸 表の一部のみが監査の対象になることはなく、財務 諸表全体が監査対象となることが大半であるが、サ ステナビリティ情報の場合には、報告規準 (Criteria) に従って開示された情報のうち一部だ けが保証の対象となることがむしろ多く、開示され た全ての情報が保証の対象となることは現時点では 稀である。ただし、保証業務を実施するに当たって は、単に保証業務の対象となる情報についての知識 のみがあれば足りるわけではなく、保証業務の範囲 外のサステナビリティ情報についても適切な知識を 有している必要があり、その点がISSA5000公開草 案においても強調されている。

(c) 報告規準の適合性(「ダブル・マテリアリティ」等 の概念への対応を含む。)

サステナビリティ情報の開示の実務では、現状は 法規制で定められた報告規準(Criteria)に加えて、

企業が独自開発した報告規準(Criteria)を組み合 わせることがあるため、報告規準 (Criteria) の関 連性、完全性、信頼性、中立性そして理解可能性に ついての評価が重要である点が明確化されている。 また、報告規準(Criteria)は投資家にとっての有 用性にフォーカスしたものだけでなく、投資家以外 の様々な利害関係者にとって有用とされるいわゆる ダブル・マテリアリティの考え方に基づく報告規準 (Criteria) であっても、要件を満たせばISSA5000 公開草案における保証業務の対象となり得るとされ ている。

(d) 証拠(情報の信頼性、及び十分かつ適切な証拠の 構成要素を含む。)

現在開発中のISA5005公開草案の規定を多くの面 で取り入れつつも、バリュー・チェーン情報などを 取り扱うサステナビリティ情報の保証業務に特有の 論点も考慮して、外部情報源から入手した監査証拠 についての正確性と網羅性の検討については、既存 のISA500の要求水準にとどめるなどの対応が行わ れている。

(e) 保証業務における重要性(記述式及び定性的な情 報における重要性を含む。)

財務諸表監査においては、単一の定量的な重要性 の基準値が決定され、その基準値が監査の計画から 結論の表明に至るまで、一貫して利用されるが、サ ステナビリティ情報に関しては、そもそも様々な単 位の数値が混在しており、定性的な記述情報の開示 が多くなる傾向もあるため、単一の定量的な重要性 の基準値を決定することは困難であると考えられて いる。従い、ISSA5000公開草案においては、定量 情報については個々の開示ごとに重要性を決定する ことを求める一方、定性情報については重要性を決 定せずに考慮することを求めることとしている。ま た、個々の開示毎に重要性を決定した場合でも、最 終的な結論の表明の際には、保証業務の対象となる サステナビリティ情報全体としての重要性を考える ことが求められることとなっている。この辺りは、 実務上の対応について更なるガイダンス等の提供が 必要になるところであろう。

(f) 内部統制システム、及び当該システムが十分かつ適 切な証拠を入手する業務実施者の能力に及ぼす影響

サステナビリティ情報の作成に係る内部統制の理 解をどこまで求めるかは、サステナビリティ情報の 作成者である企業側において実務が発展途上の段階 であることを考慮したうえで、ISA315⁶の要求事項 を取り込むことの要否が検討されている。また上述 の(a)でも触れている通り、内部統制の5つの構成 要素の理解については限定的保証と合理的保証にお いて要求事項に明確な差を設けている。

⁵ ISA500 AUDIT EVIDENCEの略称

⁶ ISA315 (REVISED 2019) IDENTIFYING AND ASSESSING THE RISKS OF MATERIAL MISSTATEMENTの略称

④ その他の重要事項について

上述した6つの優先項目以外にも重要な検討項目とさ れた項目があるため、簡単にその概要を確認しておきた U10

✓ 専門家及び他の業務実施者の利用

サステナビリティ情報は幅広い領域をカバーするこ とから、保証業務の実施においては専門家の関与が必 要となるケースが多くなる可能性がある。また、国内 外のグループ会社の情報に対して保証業務を実施する 場合には、他の業務実施者の利用も必要となる。その ため、こうした専門家や他の業務実施者がどのような 場合に保証業務チームの一員となるのかどうかなどに ついてISSA5000公開草案にて整理が行われている。

√ グループ(連結)サステナビリティ情報への対応

ISA600⁷のようなグループ監査に特化した保証基準 の開発は今回は行われていないが、ISSA5000公開草 案の原則を踏まえれば、グループ(連結)サステナビ リティ情報に対応する保証業務の提供にも対応するこ とは可能となっている。ただし、より詳細なガイダン ス等が必要と言う声が多く聞かれている領域であり、 最終基準に向けた対応が期待されている。なお、必要 に応じて将来個別の基準開発を行う可能性があるとさ れている。

✓ 不正

基準を通して不正への対応は強調されており、職業 的懐疑心への言及も行われている。またサステナビリ ティ情報における不正の事例についても適用指針にお いて取り上げられている。ただし、サステナビリティ 情報の開示や保証は発展途上段階にあることから、不 正についても今後様々な新しい論点が出てくることが 想定されるため、継続的なガイダンス等の発信が必要 な領域であると考えられている。

✓ その他の記載内容(Other Information)

ISA720⁸を参照し、その他の記載内容について同様 の作業を要求し、保証報告書においても監査報告書と 同様の記載が求められることとなっている。ただし、 保証報告書日後に入手したその他の記載内容がある場 合、当該情報に対する作業は要求されない。

√ 報告要件及び保証報告書

ISA7009の改訂を踏まえ、保証報告書における記載 順序を監査報告書の記載順序と整合させている。その 他の記載内容の保証報告書における取扱いは上述の通 りであるが、監査上の主要な検討事項(KAM)に相 当する事項の開示は要求されていない。なお、付録に おいて保証報告書の文例が4つ示されており、限定的 保証と合理的保証による相違、適正性意見と準拠性意

見による相違、無限定の結論と除外事項がある場合の 結論の相違などが文例から把握できるようになってい

サステナビリティ情報の保証を巡る今後 の見通し

IAASBは今回包括的な基準としてISSA5000公開草案 を公表し、コメント期間を経て来年の9月までに最終化 することを計画している。また、包括的な基準に続く個 別テーマごとの保証基準の開発も来年以降本格的に開始 することが見込まれている。個別テーマごとの基準の内 容は現時点でははっきりとはしないものの、気候変動や 生物多様性のような個々のサステナビリティトピックご との保証業務基準に加え、グループ保証業務のようなテ ーマに関する保証業務基準の開発も考えられる。

そして、IAASBが開発するISSA5000が、各国・地域 の規制当局によって保証基準として選択されるかどうか には注視が必要であろう。特にEUは2026年10月まで に企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づく保 証における統一した保証基準の採択を計画しているが、 そこでISSA5000が選択されるかどうかは大きなポイン トとなるであろう。そのためには会計士のみならず、会 計士以外の保証業務提供者によるISSA5000公開草案の 理解と活用のための啓蒙活動やガイダンスの発信等が重 要になってくるであろう。そして、その中にはIESBA codeやISQM1のような、会計士以外の保証業務提供者 にとって対応に時間とコストがかかる可能性のある事項 も含まれてくることには留意が必要であろう。また、我 が国においても、ISSA5000をベースとした我が国独自 の保証基準の開発が行われるのか、現行の任意保証の実 務のようにISSA5000をそのまま適用することが認めら れるようになるのかなど、多くのことがまだ決まってい ない状況であり、さらに言えば保証業務の担い手の育成 についても急ピッチでの対応が進められているところで ある。

このようにサステナビリティ情報の保証を取り巻く今 後の動向は未確定な部分が多いものの、様々な利害関係 者からの情報開示ニーズや情報の信頼性確保のニーズが 急速に高まっている中で、非常に速いスピードで対応し ていくことが求められる点だけは間違いなさそうであ る。

以上

ISA600 (REVISED), SPECIAL CONSIDERATIONS—AUDITS OF GROUP FINANCIAL STATEMENTS (INCLUDING THE WORK OF COMPONENT AUDITORS)の略称

⁸ ISA720 (REVISED), THE AUDITOR'S RESPONSIBILITIES RELATING TO OTHER INFORMATION IN DOCUMENTS CONTAINING OR ACCOMPANYING AUDITED FINANCIAL STATEMENTS AND THE AUDITOR'S REPORT THFRFONの略称

⁹ ISA700 (REVISED) FORMING AN OPINION AND REPORTING ON FINANCIAL STATEMENTSの略称